

海外における  
ジャパンコンテンツの流通と保護の促進策  
に関する提言

2004年1月

コンテンツ海外流通促進機構

不正商品対策協議会

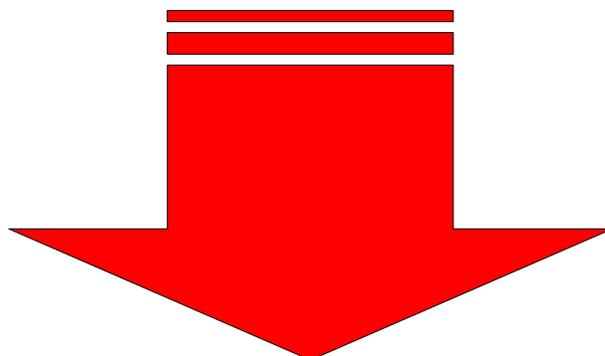
代表幹事 角川 歴彦

# “日本ブランド”の向上

～海外におけるジャパンコンテンツの流通と保護の促進策に関して～

“日本ブランド”の向上

海賊版の防止



## 統一マークの推進

- 海外向け商品の統一マークの採用（経産省）
- 統一マークの権利化（各国での商標登録）  
商標権侵害での訴追

## 日本ブランドの統一マーク（団体商標）の制定と推進

- (1) 各国特許庁に団体商標を登録  
(イメージ)オーストラリア牛肉事業者の団体が商標登録している「特選オーギービーフ」など
- (2) 指定商品（役務は、当面、コンテンツを中心とする（将来は工業製品等も）  
9類、16類及び28類を中心として（ゲームソフト、CD、DVD、コミック、書籍、玩具 etc.）
- (3) マーク利用希望者は、法人及び作品ごとに団体商標権者に申請・登録（有料）  
データベース化
- (4) マーク利用者は、海外への商品に団体商標を付する（海外ライセンスへの義務付け）  
包装、本体及び映像中に
- (5) 開始時期は2004年～  
商標登録はその前に

## 団体商標権を活用したエンフォースメントの推進

- (1) 団体商標権の侵害に基づいて簡易迅速に対応  
海外においては、著作権よりも商標権のほうがエンフォースメントの障壁が少ない  
(例) 中国では、工商行政管理局 (AIC) 及び質量技術監督局 (TSB) に行政措置の申立が可能  
個別会社が独自の商標権でエンフォースメントを行うよりも、団体商標権者による  
統一処理により、コスト削減が可能
- (2) エンフォースメントの実務は、MPA (アメリカ映画協会) などと連携
- (3) 団体商標権者が、
  - 警告書発送
  - 行政措置の申立
  - 刑事告訴、民事提訴

## 広報啓発活動

団体商標権者は、日本コンテンツの海外での振興・普及に関して、JETRO 等と共同して広報啓発活動を行う

## 団体商標権者の組織

(候補例)任意団体は団体商標権者の資格無し

案1 新設団体の設立

警察庁、経済産業省、特許庁及び文化庁の共管

案2 既存団体の法人化

不正商品対策協議会

J-CODA

案3 JETRO 経団連等の既存団体内に新設

案4 株式会社の新設

案5 中間法人の新設